



最高裁秘書第3482号

平成28年11月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

10月6日付け（同月7日受付，最高裁秘書第3195号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

花村良一裁判官の，平成28年9月1日から同月29日までの出勤状況が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。